

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 金融仲介機能

地域密着型金融を実践するため、取引先の実態把握を図るべく、決算書分析のみならず、事業のビジネスモデルを正確に捉え、地域環境や定性面も含めた「事業」の分析を行い、企業の経営課題を共有し、メイン・非メインを問わず、企業が抱える経営課題の解決に向けて伴走型の支援を行います。

b. 事業承継・M&A

地域企業との永続的な取引を行うため、後継者問題や人材不足等の企業が抱える経営課題を共有し、事業承継・M&A・雇用人材確保等の問題解決を図るために、信金中央金庫、外部専門家と連携し支援を行います。また、複雑化・高度化・専門化している取引先企業の経営課題・経営支援ニーズに対し、より実践的な本業支援に取り組むべく、外部専門家とも連携しながら研修会・勉強会を開催し、課題解決に向けた具体的なアドバイスを行える人材育成に取り組みます。

c. 地域経済の活性化

各地公体や各商工団体との連携を強化するとともに、包括連携協定を結んでいる地元大学との地域連携を踏まえ、「産・学・官・金」連携による地域プラットフォームの形成に努力し、地域と企業が共に成長していくための取り組みを実践します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは是正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、令和 2 年 5 月に「SDGs 宣言」を公表しております。今回の宣言の趣旨に賛同すると共に、さまざまなパートナーシップを活用した課題解決型金融への取組みを通じて、中小企業の成長をサポートし、「郷土の繁栄に奉仕する」という経営方針のもと、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に努めてまいります。

令和 4 年 8 月 1 日
加茂信用金庫
理事長 杵鞭 久